なお、債権者が本協定に基づく弁済予定日の４日前までに特定の銀行口座を指定しなかった場合には、受領拒絶とみなし、清算株式会社は当該債権者に対する弁済金を福島地方法務局いわき支局に供託することができる。

８　特別清算手続の期間

清算株式会社は、平成23年12月末日までに協定を実行し、速やかに清算結了の手続を行い、すべての清算業務を完了する。

第２　担保権付債権の不足額の取扱い

１　担保権付債権について、担保権によって弁済されない残額（以下「不足額」という。）は、一般債権の例によって弁済する。

２　担保権の対象となる資産の評価額及び不足額が確定していない担保権付債権者については、合意による評価額の確定又は換価処分により不足額が確定した後、同不足額について一般債権の例に従い権利を変更する。

第３　一般債権

１　元本額の確認

債権者と清算株式会社は、債権者が清算株式会社に対して基準日現在有している一般債権元本が別表「債権元本額」欄記載の金額であることを相互に確認する。

２　権利の変更

債権者は、前項の債権元本を含む一般債権につき、以下の定めにより支払いを受け、権利を変更する。

⑴　元本

ア　債権者は、別表「債権元本額」欄記載の金額のうち、別表「弁済予定額」欄記載の金額につき支払いを受ける。

イ　債権者は、別表「債権放棄予定額」欄記載のとおり、債権元本の残額を放棄し、清算株式会社は免除を受ける。

⑵　利息、遅延損害金

債権者は、利息及び遅延損害金について全額放棄し、清算株式会社は免除を受ける。

⑶　弁済の方法

清算株式会社は、債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日限り、別表「弁済方法」欄記載の金額を支払う。

３　浜通り旅客運送株式会社外４名に対する債務の免除

前項の規定にかかわらず、浜通り旅客運送株式会社、常磐交通協力協同組合、野崎満、野崎千華及び新常磐交通株式会社の各債権者は、本協定の認可決定が確定することを条件として、いずれも一般債権を全額放棄し、清算株式会社は免除を受ける。

４　免除の効果の生ずる時点

本協定認可決定確定の時とする。

５　追加弁済

第２項⑶の弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各債権者（但し、第３項に定める債権者を除く。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別表「債権元本額」欄記載の金額の割合に応じて追加弁済する。

この場合において、既になされた免除は、追加弁済額の限度で、遡って効力を失うものとする。

第４　共益的債権、優先的債権の弁済

債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益的債権、国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権及び労働債権は、随時に弁済する。

別表（省略）

福島地方裁判所いわき支部

更生計画案議決権行使方法等

平成２１年（ミ）第１号

静岡市清水区三保491番地の１
更生会社　株式会社カナサシ重工
管財人　青島　伸雄
同　　秋山　和幸
同　　飛鷹　昌仁

１　議決権行使の方法　書面投票
２　書面投票期間　平成23年10月27日から平成23年11月26日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成23年10月26日
５　議決権者確定の基準日　平成23年10月26日
平成23年９月26日

静岡地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第５号

愛知県一宮市大和町妙興寺字二反割23番地の１
再生債務者　株式会社大貴エンジニアリング

１　決議に付する再生計画案　平成23年９月16日付け再生債務者提出の再生計画案
２　投票期間　平成23年10月31日まで及び平成23年11月７日午後３時債権者集会期日
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年11月７日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　議決権不統一行使の通知期限　平成23年10月17日
平成23年９月26日

名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２３年（再）第１号

長野県飯田市座光寺4601番地１
再生債務者　株式会社マルタ

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年９月27日　　長野地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第２２号

北海道苫小牧市拓勇西町６丁目11番地の20
再生債務者　吉田　浩樹

１　決定年月日時　平成23年９月27日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月18日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月１日から平成23年11月８日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（再イ）第３６号

長野市篠ノ井二ツ柳1933番地７
再生債務者　翠川　俊樹

１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月18日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月１日から平成23年11月８日まで

長野地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再イ）第３７号

長野市大字高田1107番地１
再生債務者　宮澤　秀樹

１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月18日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月１日から平成23年11月８日まで

長野地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再イ）第７０号

名古屋市港区七番町１丁目１番地の８
再生債務者　服部　眞琴

１　決定年月日時　平成23年９月27日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月18日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月25日から平成23年11月１日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第６９号

愛知県豊田市小坂町９丁目15番地１　すまいる小坂105号
再生債務者　二田　輝彦

１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月18日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月25日から平成23年11月１日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再イ）第４２号

長崎県長崎市多以良町2160番地71
再生債務者　鴨川　祐子

１　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月18日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月１日から平成23年11月15日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係